

福井市防災情報システム構築・保守業務
プロポーザル実施要領

令和6年5月
福井県福井市

1 業務概要

(1) 業務名

福井市防災情報システム構築・保守業務

(2) 目的

本業務は、災害時、現場の被災状況や避難所情報等の必要な情報をリアルタイムに把握し共有できる防災情報システムを導入することで、現状を迅速かつ的確に把握・判断し、いち早く市民に防災情報を提供することを目的とする。

(3) 業務内容

「福井市防災情報システム構築・保守業務仕様書」（以下「仕様書」）のとおり

(4) 契約期間及び業務スケジュール

契約期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとする。

防災情報システムは、令和7年1月31日までに構築し、令和7年3月31日まで保守運用を行うものとする。本契約完了後の保守運用については、別途年度ごとに契約を行うものとする。

(5) 見積書による提案価格限度額

本業務においては、初期構築及び保守運用の経費を見積書により価格提案するものとし、それぞれの限度額は下記のとおりとする。

①初期構築経費の限度額

16,550,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

②保守運用経費の限度額（月額）

114,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

なお、保守運用経費については、5年間同額を支払うことを本業務の前提とする。ただし、予算の減額又は廃止等による金額の変更等があり得るものとする。

(6) 参加資格

本業務に参加できるものは、次に掲げる要件を満たす者とする。

- ①福井市一般業務の委託に係る競争入札参加資格等に関する要綱（平成11年12月20日施行）の規定に基づき、福井市一般業務競争入札参加資格者名簿に登録されている、又は公表日から参加申込書の提出期限までの間に、福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書を提出済みであること。なお、申請書を提出中の場合、資格審査において認定されなかった時点で本件に関する参加資格を喪失する。
- ②公表日から受託候補者特定の日までにおいて、福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ④破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていない

こと。

- ⑤会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑥役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないこと又は役員が暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- ⑦参加申込をする時点において、当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。
 - ア 親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第 2 条第 3 号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）
 - イ 親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係
 - ウ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - エ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係
- ⑧当該プロポーザルにおいて、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条に規定する組合又は団体をいう。）として参加する場合は、その組合員又は会員ではないこと。
- ⑨障害発生時に本市の連絡を受けてから迅速な対応が可能であること。
- ⑩平成 31 年 4 月 1 日以後、災害発生時に気象情報や災害情報等を集約・共有し、災害対策本部における避難指示の発令等、迅速な災害対応に寄与する防災情報システムを元請業者又は共同企業体として自治体に導入した実績があること。ただし、共同企業体としての実績の場合は、その代表者であるものに限る。

2 企画提案の概要

(1) スケジュール

公表日	令和6年5月13日(月)
参加申込書の提出期限・質問受付期限	令和6年5月24日(金)17時必着
参加資格審査の結果通知	令和6年5月28日(火)
質問回答期日	令和6年5月31日(金)
企画提案書等の提出期限	令和6年6月7日(金)17時必着
1次審査(書類審査)	令和6年6月14日(金)予定
2次審査(プレゼンテーション)	令和6年6月下旬 予定
審査結果の通知	令和6年6月下旬 予定
契約締結	令和6年7月上旬 予定

(2) 参加申込書の提出

本件への参加を希望する者は、下記のとおり申込書を提出すること。

①提出期限 令和6年5月24日(金)17時(必着)

②提出書類

ア プロポーザル参加申込書(様式1)

イ 業務実績報告書(様式3)

※1(6)⑩の業務実績が確認できる書類(契約書等の写し)を添付すること。

ウ 業務経験証明書(様式4)

エ 福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書の受領書の写し
(受付印が押してあるもの又は受付したことが分かる書類)

※参加申込書の提出時点で福井市一般業務競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合のみ提出

オ 誓約書(様式5)

③提出場所 福井市役所別館5階危機管理課

④提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合には提出物が届いたことが分かるよう、配達記録が残る提出方法とする。

(3) 参加資格審査の結果通知

参加申込書を提出した者については、参加資格要件を審査し、参加資格の有無を令和6年5月28日(火)までに電子メール等で連絡する。

(4) 参加辞退

参加申込書提出以降に参加を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を危機管理課へ、事前に電話連絡の上、持参又は郵送すること。

(5) 質問と回答

本件に関する質問と回答は、下記のとおりとする。

- ①受付期限 令和6年5月24日（金）17時（必着）
- ②質問方法 質問票（様式2）に内容を簡潔に記入の上、電子メールに添付し、表題を「福井市防災情報システム構築・保守業務への質問」として送信すること。
※それ以外の方法での質問は、一切受け付けない。
- ③送信先 福井市危機管理課 E-mail: kikikanri@city.fukui.lg.jp
- ④回答期日 令和6年5月31日（金）
- ⑤回答方法 福井市ホームページに公開

(6) 企画提案書等の提出

企画提案書等は、下記のとおり提出すること。

- ①提出期限 令和6年6月7日（金）17時まで（必着）
- ②提出場所 福井市役所別館5階危機管理課
- ③提出書類
 - ア 企画提案書（A4判縦 16ページ以内（表紙・目次除く。））
 - ・仕様書に示す業務内容を踏まえ、企画提案書を提出すること。
 - ・用紙はA4判縦とすること。印刷は片面印刷とし、カラー、白黒を問わない。
 - ・記載事項の順序は、要領別紙1評価基準（以下「評価基準」という。）に記載の項目順とする。
 - ・企画提案書は、評価基準の各区分（「実施体制」「システム構成」「システム機能」「職員支援、保守運用サポート」）毎に4ページ以内とする。
 - ・企画提案書には、実施内容、スケジュール、実施体制等を記載すること。
 - ・実施体制及び業務実施のための適切な人員配置並びに役割分担を明記すること。
 - ・仕様書に示す業務目的について、最大限に効果をもたらすことのできるよう、創意工夫して提案すること。
 - イ 提案価格参考見積書（様式任意）
 - ・初期構築経費と保守運用経費それぞれの参考見積書を提出すること。
 - ・提案価格は、消費税を含む価格とすること。
 - ・参考見積書には商号又は名称、所在地及び代表者職・氏名を記載し、押印すること。ただし、担当者氏名及び連絡先が明記されている場合は、押印を省略できるものとする。
 - ・提案価格が本市の設定した限度額を超える場合は失格とする。
- ④提出部数
 - 提出書類ア…・正本（会社名が記載されたもの） 1部
 - ・副本（会社名が記載されていないもの） 11部
 - ・電子データ（正副ともにPDF形式）
 - 提出書類イ…・初期構築経費にかかる参考見積書 1部

- ・保守運用経費にかかる参考見積書 1部
- ・電子データ（それぞれPDF形式）

※電子データは1枚のCD-ROMにまとめて、書類とともに提出すること。

※提出された書類は返却しない。また、提出以降における書類の追加、差し替え、再提出は認めない。

※提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において複製する場合がある。

⑤提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合には提出物が届いたことが分かるよう、配達記録が残る提出方法とする。

(7) 審査方法等

企画提案書等の審査は、別に設置する「審査委員会」において、書類審査及び企画提案書等を提出した者（以下「提案者」という。）によるプレゼンテーションを実施し、総合的に審査した上で、受託候補者及び次点候補者を選定する。

なお、提案者が1者であっても、審査委員会において業務を履行できると認められる場合に限り、提案者を受託候補者とする。

①1次審査（書類審査）

ア 実施日時 令和6年6月14日(金)（予定）

イ 実施方法

提出された企画提案書等を、評価基準に基づいて審査し、上位5者を選定する。

同点の場合は、評価基準の各項番ごとの点数を比較し、その点数の高い提案者を上位とする。なお、点数の比較は項番1～4の順番で行う。

ウ 留意事項

プロポーザルの提案者が少数である場合は1次審査を省略できるものとする。

②2次審査（プレゼンテーション）

ア 実施日時 令和6年6月下旬（予定）

イ 実施方法

企画提案内容をより深く理解するため、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価基準に基づいて評価する。なお、審査の採点にあたっては、審査委員全員の平均点を用いる。

ウ 会場 福井市役所内

※時間及び会場は、企画提案書等の提出後に通知する。

エ 時間 (ア) プレゼンテーション⇒30分

(イ) ヒアリング⇒15分

オ 参加者 4名以内

カ プレゼンテーション

プレゼンテーションでは、企画提案書の内容に沿って簡潔に説明し、原則として、企画提案書と同じ資料を用いてプレゼンテーションを行うこと。ただし、企画提案書の内容にPowerPointのスライドショー・アニメーション・動画機能、デモンストレーション等を追加し、より分かりやすく説明することは構わないもの

とする。

キ 機材等

スクリーン及びプロジェクター、HDMI ケーブルは本市で用意する。プレゼンテーションで使用するパソコン等の機器については、提案者側で用意すること。

(8) 審査結果の通知

審査結果の通知は、提案者に以下のとおり送付する。

- ①通知日 令和6年6月下旬(予定)
- ②通知方法 ・参加した各提案者に郵送による通知
・福井市ホームページに公開

(9) 契約

受託候補者の決定後、提案内容に基づいて業務履行に必要な具体的な協議を行った上で、随意契約の手続きを行う。その際には、受託候補者は改めて見積書を提出するものとする。

また、次の場合には、市は契約締結を取り消す場合がある。

- ①契約締結期限までに福井市一般業務競争入札参加資格者名簿への登録が確認できないとき
- ②財務状況の悪化等により業務の履行が確実でない恐れがあるとき
- ③提出書類に、故意に虚偽の記載をした場合
- ④その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、業務が不可能又は著しく不適當となるような事情が生じた場合

3 留意事項

- (1) 参加申込、提案書等の作成、提出等、提案手続きに係わる一切の経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (3) 本市に提出された提案書等、その他の提出物は一切返却しない。なお、提出物は本プロポーザルの実施以外の目的では使用せず、本市が責任を持って保管・廃棄するものとする。
- (4) プロポーザルの実施にあたり、以下のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ①提出された提案書等の書類に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの(一度提出された提案書等の差し替えは認めない。)
 - ②提出された提案書等の書類に虚偽の記載をしたもの
 - ③公正な審査等を妨げた者、虚偽の提案等を行った者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得ようとしたもの
 - ④参考見積書(初期構築経費又は保守運用経費)の提案価格が限度額を超過しているもの
- (5) 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。た

だし、主たる業務を除いた業務については、あらかじめ市の承認を受けた上で、第三者に委任し、又は請け負わせることができる。

(6)本要領に定めのない事項及び本要領の内容に疑義が生じた場合は、協議により定める。

(7)福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示となる。

また、本プロポーザル実施に関する情報については随時、福井市ホームページに掲載する。

【書類提出先及び問合せ先】

〒910-8511 福井県福井市大手3丁目10番1号

福井市危機管理課（市役所別館5階） 担当：山本、高倉

E-mail: kikikanri@city.fukui.lg.jp

電話：0776-20-5234 / FAX：0776-20-5235

